

2024.07.01

ESG リスクトピックス <2024 年度第 4 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<自然戦略>

○Business for Nature、企業の自然戦略策定キャンペーンの第一弾として 5 社を認定

（参考情報：2024 年 5 月 20 日付 Business for Nature HP:

<https://nowfornature.org/news/first-nature-strategies/>

2024 年 5 月 15 日付 Tetra Pak HP:

<https://indd.adobe.com/view/21fa6902-489b-4821-90a1-0aa0d0d21688>）

国際生物多様性の日である 5 月 22 日、NGO と企業による国際的なアライアンスである Business for Nature（B4N）*は、企業に自然戦略の策定を求めるキャンペーン「It's Now for Nature」において、グローバル企業 5 社が策定した自然戦略を認定したと発表した。

「It's Now for Nature」は、2030 年までに多くの企業が自然戦略を策定することを目指したキャンペーンである。企業は本キャンペーンの HP 上のフォームから自社の開示している自然戦略を申請することができ、定められた要件に沿って B4N がそれを審査し、認定されると HP に掲載される。

戦略に盛り込むことが求められている認定要件は、以下の 4 点となる。

- マテリアリティ評価により、マテリアルな依存・インパクト、リスク・機会（DIRO）を特定している。
- DIRO と整合性が取れた SMART**ターゲットが設定されている。
- DIRO に基づいた、SMART ターゲット達成のための行動（特に、自然へのネガティブインパクトの回避・削減）が示されている。
- 戦略の経営層・取締役会での承認と、その実現に対する責任が示されている。

今回の発表において、これらの要件に沿った戦略が策定されているとして認定されたのは、以下の 5 社であり、HP 上において各認定要件ごとの企業の開示概要が示されている。なお、今後も認定は増える見通しであり、今年コロンビアで開催される生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）において、その時点で認定した戦略を共有するとしている。

社名	セクター	国・地域
Anne Veck Limited	家庭用品・パーソナルケア用品	英
ENGIE	エネルギー・ユーティリティ	仏
GSK	ヘルスケア・医薬	英
Kering	ファッション&アパレル	仏
台湾セメント	セメント・コンクリート・紙木製品	台湾

また、今回の発表に先んじて、B4Nに参画している食品用紙製品メーカーのテトラパック社は、本キャンペーンに呼応する形で自社の新しい自然戦略「Approach to Nature」を発表した。戦略の中で同社は、バリューチェーンの上流・直接操業・下流と変革のそれぞれにおいてサブテーマを設け、期限付きの数値目標（一部定性的なものも含む）を策定している。

上流のサブテーマには「調達」、「サプライヤーエンゲージメント」、「トレーサビリティ」、下流のサブテーマには「開発・テクノロジー」、「顧客イニシアチブ」、「収集・リサイクル」といった項目が含まれており、製品に使用されている板紙/植物性ポリマーが100%森林破壊フリーであることの地理情報を利用した検証など、それぞれ挑戦的な目標が掲げられている。

B4Nは本キャンペーンに先駆けて、2023年11月に企業の自然戦略策定を拡大するための「自然戦略ハンドブック」を公表している。当ハンドブックは自然再生に関するハイレベルのビジネスアクション・フレームワーク「ACT-D」***に沿って、具体的な戦略や目標設定の枠組み、使用可能なツールなどを紹介したものである。日本企業も今回の認定企業の取組みとハンドブックの記載事項等を参考に、自社の自然戦略策定を考えてみてはどうだろうか。

- * 2019年7月に、世界自然保護基金（WWF）、世界経済フォーラム（WEF）、自然資本連合（NCC）などの13機関のイニシアティブにより設立された連盟であり、自然再生と生態系保護のための企業行動を拡大することを目的としている。現在は85以上のNGOと先進企業21社で構成されている。
- ** Specific（具体的）、Measurable（測定可能）、Achievable（達成可能）、Realistic（現実的）、Timely（時間成約がある）の頭文字を取った、目標設定のためのフレームワークのこと。
- *** 「Assess（評価）」、「Commit（コミット）」、「Transform（変革）」、「Disclosure（開示）」の4つの頭文字を取った名称であり、2023年5月にBusiness for Nature、Capitals Coalition、TNFD、SBTNなどが共同で発表したフレームワークのこと。

<気候変動>

○第六次環境基本計画が閣議決定

（参考情報：2024年5月21日付 環境省 HP:https://www.env.go.jp/press/press_03210.html）

環境省は5月21日に、第六次環境基本計画を発表した。同計画においては、現在の環境危機について、気候変動、生物多様性の損失および汚染の3つを世界的危機と整理したほか、ESG課題の転換点として「勝負の2030年」と評し、早期の文明の転換と社会変革の必要性を訴えている。

同計画では、環境を軸とした環境・経済・社会の総合的向上の次なるステップを示している。特に、同計画の目的として、『環境保全』を通じた、『現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上』、『人類の福祉への貢献』を設定し、従来の目標よりも国民一人一人に寄り添う姿勢を明確化している。計画の全体としては、従来の日本経済におけるGDP成果主義やモノの豊かさ（大量生産・大量消費・大量廃棄型社会）を優先する社会経済システムから、自然との調和、心の豊かさの追求、東京一極集中是正など、環境や国民一人一人のニーズを重要視する社会経済システムを目指すものとなっている。

また、上記を達成するために表1に示す6つの重点戦略を設定している。各重点戦略は自然資本および自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムを戦略の基本としており、これらの戦略に基づき、国民・政府・市場の三つ巴での「共進化」を推進する。そのほか、気候変動対策や循環型社会の形成など6つの個別重点施策と、環境保全施策の体系整備を通して、計画の効果

的な実施を行うとしている。2029 年度に、本計画の見直しが行われる予定である。

【表 1】環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための 6 つの戦略

No.	戦略の内容
1	「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資本を維持・回復・充実させる投資の拡大 ・ 環境価値の活用による経済全体の高付加価値化 ・ 金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化
2	自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資本を維持・回復・充実させる国土利用 ・ 自立・分散型の国土構造の推進 ・ 「ウェルビーイング/高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現 ・ 地域の特性を踏まえた統合的な土地利用 ・ 再エネ、アセス、生態系等の情報基盤整備
3	環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境と経済・社会課題の同時解決 ・ 地域循環共生圏を支える無形資産の充実 ・ 地域経済のグリーン化 ・ 持続可能な地域のための「公正な移行」 ・ 失われた環境の再生と地域の復興
4	「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の命と環境を守る基盤的な取組 ・ 心豊かな暮らしに向けた良好な環境の創出 ・ 心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革
5	「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンイノベーションに対する国民意識の向上・行動変容の促進による需要の創出 ・ 本質的なニーズ主導での技術的ブレークスルー ・ 科学的知見の集積や基盤情報の整備・提供 ・ 最先端技術等の開発・実証と社会実装推進 ・ 環境分野におけるスタートアップへの支援
6	環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる「環境外交」による国際的なルール作りへの貢献 ・ 環境分野における途上国支援 ・ 経済安全保障への対応 ・ 我が国の優れた取組の海外展開

今後、同計画に基づいて、これらの戦略の実行に関する新しい法規制の整備や、国・地方公共団体を通じた補助金の交付などの支援等が行われることが予想されるため、それらの活動を注視する必要がある。また、同計画においては国民・政府・市場の三つ巴での「共進化」を前提としており、国等の政策主導だけでなく、業界、企業、個人などの自発的な行動変容を検討していくことが期待される。

<環境情報開示>

OCDP 新たな開示プラットフォームを公表

(参考情報：2024年6月4日付 CDP HP:

<https://japan.cdp.net/disclosure/companies-discloser>

2024年6月4日付 CDP 最新ニュースリリース:

<https://japan.cdp.net/#d56704c69e50674368bd8d35cfacf8cc>)

企業の環境情報開示のグローバルなシステムを運営する国際 NGO の CDP は、6月4日、新たな開示プラットフォームを公表し、新プラットフォームでの回答受け付けを開始した。CDP の開示プラットフォームで情報開示している企業は、2023年には23,000社以上（うち日系企業1,985社以上）にのぼり、多くの企業に影響がある。今回の新プラットフォームでの主な変更は以下の点で、報告の負担を従来のものより軽減し、柔軟な情報開示を可能とするねらいだ。

主な変更点
① 「気候変動」「森林」「水」「プラスチック」「生物多様性」の課題を単一の質問書へ集約した
② 国際財務報告基準（IFRS）S2号「気候関連開示」に準拠し、さらに自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言などとの整合性を高めた
③ 中小企業（SME）向けの「コーポレート SME 質問書」を導入した

まず1つ目の変更点として、これまでの「気候変動」「森林」「水」の3つの質問書を集約し、「プラスチック」および「生物多様性」に関する項目もあわせて単一の質問書とした。これまで各質問書で重複していたガバナンスや戦略といった自社のコアに関する質問についても、一度に回答できるようになった。それに加え、それぞれの環境課題で相互に関連していた箇所を総合的に捉えることで、自社事業、サプライチェーン、財務上の意思決定における環境全般のリスクや影響、機会をより適切に評価することが可能となった。なお、「気候変動」に関しては全対象企業が回答必須で、「森林」「水」に関しては CDP が関連性があると判断した企業のみ回答が求められる。「プラスチック」「生物多様性」については SME を除く全対象企業が回答必須となっている。

2つ目の変更点として、他の情報開示基準やフレームワークとの整合性の向上が挙げられる。CDP は2018年に気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に整合した質問書に改訂しているが、今回の改訂では2023年に公表された IFRS S2号「気候関連開示」にも準拠した質問内容となった。これにより IFRS S2号での開示を進める企業にとって省力化の一助となることが期待される。また、新しい質問書は TNFD 提言の開示項目とも部分的に整合しており、これまでの「リスクと機会」の質問項目に加えて、新たに TNFD 提言の考え方である「依存とインパクト」の特定、優先地域の特定についても盛り込まれている。さらに米国証券取引委員会（SEC）の気候関連開示規則案についても質問項目の75%が整合しており、SECの最終案に基づき整合性を高めていく予定である。その他、主要な国際的開示基準である欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）やサステナブル・ファイナンス・タクソノミーとの整合性を高めていく予定となっている。

3つ目の変更点として、中小企業向けの質問書を新たに導入したことが挙げられる。グローバル・バリューチェーンの重要な構成要素である中小企業に対し、回答しやすい環境を整えるのが目的だ。これまでの簡易版質問書に代わり、「コーポレート SME 質問書」を通してグローバル基準での情報開示が求められる。内容としては大企業向けの「コーポレート完全版質問書」と整合

した構成となっており、「気候変動」に焦点を当て、より簡素化した質問書となっている。SME に対しても、気候変動の他に「森林」「水」の項目が用意されているが、これらの項目に関連する企業のみが対象であり、スコアリングはされない。

なお、CDP における 2024 年のスコアリング対象となるのは 9 月 18 日（水）までに回答した企業となっており、以降はスコアリング対象外となるが 10 月 2 日（水）まで回答を受け付けている。

CDP によると、2023 年の回答を通じて「気候移行計画*」を開示した企業が 2022 年と比べて 44%増加しており、CDP での情報開示が企業と市場のステークホルダーがエンゲージメントを維持していく上で重要なツールとなりつつあると報告している**。今回 CDP が公表した新たなプラットフォームにより、企業の包括的な情報開示を促進することで、「気候変動」だけでなく他の環境課題においても、これらの情報開示が企業や投資家が環境課題に取り組む上でさらに重要なツールとなることが期待される。

* 気候移行計画組織が既存の資産、事業、ビジネスモデル全体を 1.5°C 目標達成に整合性のある温室効果ガス削減計画へと移行させる方法を明確に示した期限付きの行動計画。

** CDP2024 年 6 月 19 日付リリース

(https://cdn.cdp.net/cdp-production/comfy/cms/files/files/000/009/213/original/PR_JP_0619.pdf)

<サステナビリティ開示>

OS（社会）領域開示の国際基準、開発に先立ち基本コンセプトを公表

（参考情報：2024 年 5 月末公開の TISFD HP: <https://www.tisfd.org/provide-feedback>）

人権など社会的課題の国際的な開示基準を開発する不平等・社会関連財務開示タスクフォース（TISFD）は 2024 年 5 月、同基準の「簡易解説」を公表した。TISFD が目指す方向性とその概要を 9 ページの文章にまとめたもので、「スコープ」や「マテリアリティ」、既存の各種基準との関連などの基本的コンセプトが提示されている。

「S（社会）」領域は、環境と同等かそれ以上の幅広い課題を内包する。簡易解説に掲載されたスコープと基本コンセプトによると、TISFD は外部的環境でマクロに観察される不平等という現象を、個々の企業の財務と紐づけて管理・縮小しようという壮大な計画に基づき、具体的な開示のルール作りを目指す姿勢が示されている。

具体的には、「人権」や「不平等の解消」「ウェルビーイングの実現」「人的資本への投資」といった各項目を列挙。これらを通じた企業の責任範囲内での不平等の是正とインパクト創出について、これを計測する各種指標が情報開示の対象となる見込みだ。

検討の範囲やマテリアリティの特定プロセスは、「財務マテリアリティ」と「インパクト・マテリアリティ」の双方を検討する。前者は主に投資家の参照用途で「自社事業にとってリスク・機会」が対象。一方、後者は企業活動による経済・社会・環境各面への影響を検討し、NGO や地域社会といったステークホルダーの参照に応えるものだ。

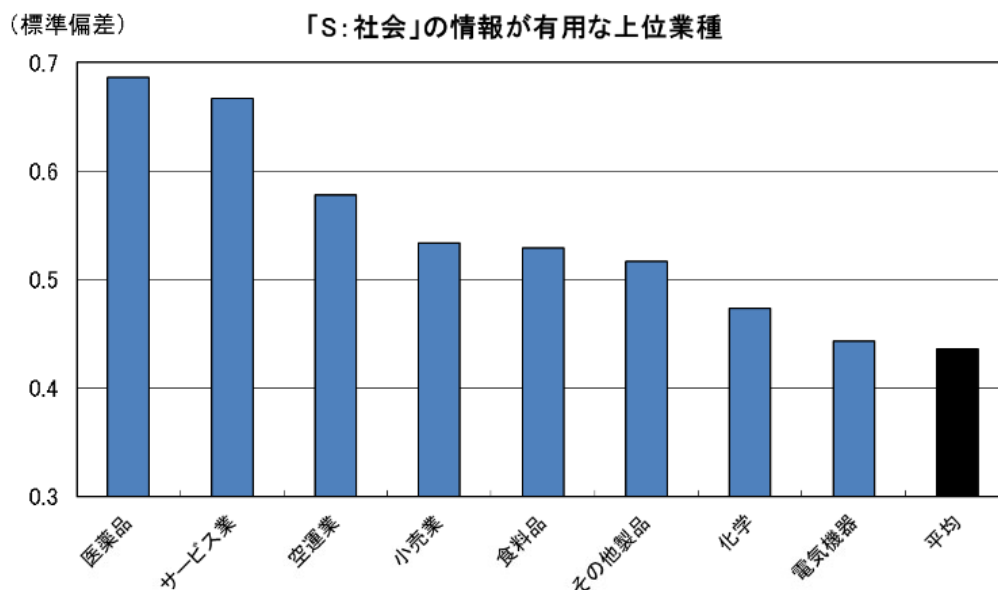
参照すべき各種基準には、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」、「ILO 基本条約」などが挙げられている。実際の開示では、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）や GRI、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）と

いった既存の開示基準と整合性をとることが言及されている。

一方で、例えば不平等に関する各種数値が企業の財務におよぼす影響については、どう計測し、どう検証するのか、これからの議論にゆだねられている。

そもそも、「人権」に限っても、ハラスメント対策や女性活躍促進といった自社内の取組みもあれば、サプライチェーン・マネージメントや調達方針の整備、特定の国や地域コミュニティに対するエンゲージメント実施といった外向きの活動もあり、それぞれ企業が自社の活動を構築するうえで求められる知識や経験も変わってくる。開示についても、たとえば短期・中期・長期のタイムラインをどう捉えるべきかなど、議論が必要な項目が複数ある。TISFDでは24年8月まで、公式ホームページで項目ごとに意見募集し、意見に基づいて、詳細の議論を進めるという。

有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示の義務化やEUの企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の登場など、国内外で、S（社会）領域の情報開示の重要性が高まる。例えば、医薬品やサービス、空運などの業種でアナリストの判断に比較的大きな影響力があるとの調査結果もある*。また、世界および個別国のそれぞれのレベルで富の一極集中と格差拡大は深刻化しており、基本的人権を行使できない、または社会・経済のベーシックニーズが満たされない人口層の拡大は経済的なリスクと認識される。



出典：井口譲二. “ESG 投資と求められる ESG 情報の開示”

TISFD は当初、不平等と社会の別個で検討されていたが、24年4月に統合することを発表、ESGの「S（社会）」分野を比較的広範にカバーする新組織として発足した経緯がある。

* 井口譲二. “ESG 投資と求められる ESG 情報の開示～アクティブ運用の視点～”. 2020,
<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esgknowledgehub/practical-disclosure-seminar/nlsgeu0000053s0i-att/105.pdf>

(参照 2024-06-17)

<サステナビリティ>

○EU 理事会で企業デューデリジェンス指令が採択、2年以内に加盟国で法制化へ

(参考情報：2024年5月24日付 EU 理事会リリース

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/05/24/corporate-sustainability-due-diligence-council-gives-its-final-approval/>)

EU 理事会は5月24日、企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）を正式に採択した。2年以内に加盟国で法制化される。中小企業への過大な負担を懸念する経済界の声を受けたドイツやイタリアなどの反対で採択が延期されていたが、対象を大企業に限定するなどの見直しを経て採択にこぎつけた。

同指令は、域内で活動する企業にサプライチェーンを含めた人権侵害や環境への影響などについてのデューデリジェンス（DD）の実施を義務づける。

EU 以外の企業も適用対象になる。企業の規模や域内の売上高によって、適用時期が異なる。適用企業の下限が、直前の欧州議会修正案では「売上高 4000 万ユーロ以上」だったが、理事会の協議で「4.5 億ユーロ」に引き上げられた。連結ベースで基準を超える場合は、域外の親会社に適用される。EU 域外企業に従業員数の基準はない。

<表 1> 企業の適用基準

地域	基準	適用
EU 域内	従業員数 5,000 人超、売上高 15 億ユーロ超	2028 年 1 月以降
	従業員数 3,000 人超、売上高 9 億ユーロ超	2029 年 1 月以降
	従業員数 1,000 人超、売上高 4.5 億ユーロ超	発効日*から 5 年以内
EU 域外	EU 域内の売上高 15 億ユーロ超	2028 年 1 月以降
	EU 域内の売上高 9 億ユーロ超	2029 年 1 月以降
	EU 域内の売上高 4.5 億ユーロ超	発効日*から 5 年以内

*発効日は 2024 年 6 月 10 日

同指令により大企業は、環境配慮型の経済に向けての移行と、それに対する子会社やビジネスパートナーの活動も含めた責任を負う。また、同指令は、事業活動が人権や環境に及ぼす悪影響を特定・評価・軽減・救済するためのプロセスの構築と実施を義務付ける。違反した際の罰則も設けられている。プロセスの中核は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス」などの国際規範と同様だ。

<表2>指令の概要

項目	内容
DDの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクベースアプローチで、人権や環境への負の影響を特定、評価、軽減、救済するプロセスの構築と実施。 ・ 事業の範囲は、自社および子会社の上流の生産・サービス提供から、下流の製品の流通、輸送、保管まで（廃棄は含まず）。および、パートナー企業の活動(原材料、部品設計、調達、製造、輸送、保管、供給、開発)
ステークホルダーとの対話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 DD の各ステップで実施が必須。
苦情処理メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記からの苦情が対象。 <ul style="list-style-type: none"> a. 負の影響を受ける可能性がある個人、法人 b. 労働組合 c. NGO、活動家など
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも12か月ごとにDD実施状況のモニタリング。
開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイト上でEU公用語による報告書の公表。 ・ 財務情報の開示から12か月以内。
移行計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定に沿った下記内容の実施。 <ul style="list-style-type: none"> d. 2030年目標までの5年間のステップ、2050年までのカテゴリーごとのGHG削減プラン。(Scope 1, 2, 3) e. 目標達成にむけた脱炭素の重点課題とアクションプラン f. 移行のための投資および資金調達に関する説明。 g. 取締役の役割、マネジメント体制
罰則など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界の純売上高に対する5%を上限にした制裁金。 ・ 期限内に罰則に応じなかった場合、違反内容を示す声明の公示。

<表3>採択までの経緯

年月	内容
2022年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会が指令案を欧州議会とEU理事会に提出
2023年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU理事会と欧州議会が暫定合意
2024年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツやイタリアなどの反対を受けてEU理事会の最終採択が延期
同3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象企業の範囲を大幅に縮小する修正案で、EU理事会委員会で合意
同5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU理事会で採択。賛成17、棄権10、反対ゼロ ・ イタリアは最終的に賛成。ドイツは棄権

<コンプライアンス>

○フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた関係政令等の公表

(参考情報：2024年5月31日付 公正取引委員会 HP：

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240531_flenforcementorderetc.html)

2024年5月31日、特定受託事業者に関する取引の適正化等に関する法律（以下、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という）の施行に向けた政省令や指針等が公表された。

2024年11月1日に施行されるフリーランス・事業者間取引適正化等法は、フリーランス（特定受託事業者*）と発注者間の取引の適正化と、フリーランスの就業環境整備の2つの柱で構成されており、フリーランスに業務を委託する発注者は、今般公表された政省令等を踏まえた対応が求められる。本法律で定められている発注者の義務を以下のとおり整理した。

<フリーランス・事業者間取引適正化等法における発注者の義務>

目的	発注者の義務	具体的な内容
フリーランス・発注者間の取引の適正化	書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること <ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容 ・報酬の額 ・支払期日 ・発注事業者・フリーランスの名称 ・業務委託をした日 ・給付を受領/役務提供を受ける日 ・給付を受領/役務提供を受ける場所 ・(検査を行う場合) 検査完了日 ・(現金以外の方法で支払う場合) 報酬の支払方法に関する必要事項
	報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
	禁止行為	フリーランスに対し、1ヵ月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと <ul style="list-style-type: none"> ・受領拒否 ・報酬の減額 ・返品 ・買ったたき ・購入・利用強制 ・不当な経済上の利益の提供要請 ・不当な給付内容の変更・やり直し
フリーランスの就業環境の整備	募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する場合、次の措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の表示や誤解を与える表示の禁止 ・当該情報の内容の正確性かつ最新性の担保
	育児介護等と業務の両立に対する配慮	6ヵ月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと <p>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要</p>

ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ・ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発 ・相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ・ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 等
中途解除等の事前予告・理由開示	6ヵ月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合、次の措置を講じること ・原則として30日前までの予告・予告の日から解除までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合にはその理由の開示

(公表資料に基づき弊社にて整理)

フリーランス・発注者間の取引の適正化に関しては、発注者に対し、取引条件の明示義務、60日以内の報酬支払義務（再委託の場合は30日以内）、報酬減額や買いたたきの禁止といった、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という）と同様の規制を定めるものである。既に下請法対応を行っている事業者においては、同様の対応をフリーランスとの業務委託においても適用し、適切に運用していくよう、社内における周知や管理を実施することが求められる。

フリーランスの就業環境の整備に関しては、フリーランスとの関係が委託関係であり「社外の取引先」であることから、留意する必要がある。例えば、ハラスメント対策に係る体制整備においては、合理的な理由なく従業員保護を優先することが生じないよう、フリーランスからの相談に対応する際の客観性・公平性の確保や、相談したことにより業務委託を解除するなどの不利益取扱いの発生防止がポイントとなる。それらへの対策として、社外相談窓口の設置や、事案対応後に業務委託の解除を行う場合における管理部門での事前チェック等が考えられる。

フリーランスとの取引が見込まれる事業者は、既存の社内体制の活用にあたり、今回示された関係政省令や指針等を踏まえ、現行体制における課題や対応すべき事項を洗い出し、本法律の施行までに適切な準備を進めることが求められる。

- * 本法律における「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。

<個人情報管理>

○個人情報漏えい件数が最多、個人情報保護委員会が報告

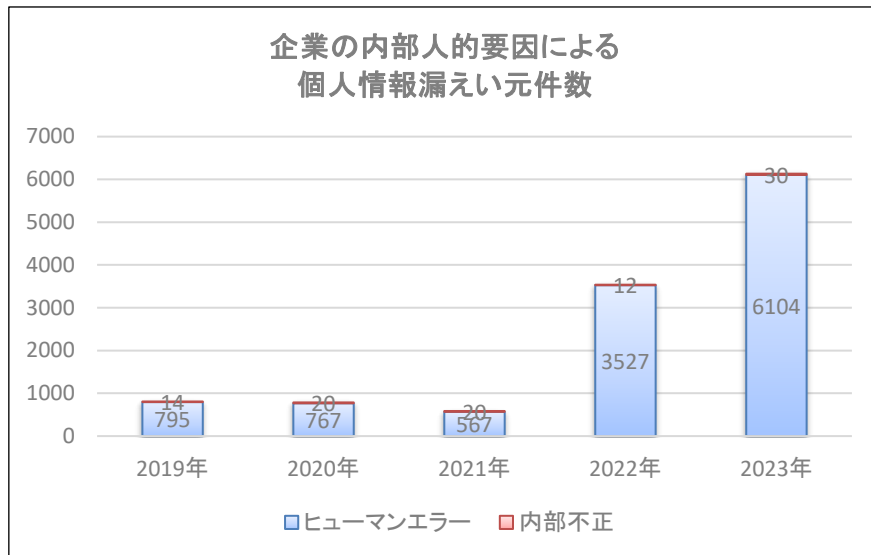
(参考情報：個人情報保護委員会 HP:<https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/>)

個人情報保護委員会は2024年6月11日、委員会の事務処理状況に関する令和5年度の年次報告を発表した。2023年に企業および行政機関から報告を受けた個人情報漏えいの件数は、2022年比1.7倍の1万3279件で、調査開始以降最多となった。

2022年以降に報告された個人情報漏えい件数の増加要因としては、同年4月施行の改正個人情報保護法により、個人データの漏えいが発生し、個人の権利利益を害する恐れがある場合に、個人情報保護委員会への報告が義務化されたことが挙げられる。

それに加え、2023年は誤交付や誤送付などのいわゆるヒューマンエラーによる漏えい事案が特

に増加した。企業におけるその発生件数は2022年度から2,577件多い6,104件（発生要因の86.3%）であった。ヒューマンエラーが原因の大半を占める傾向は従前より変わらず、引き続き対処すべき問題と言える。一方で、件数や割合は少ないものの内部不正による漏えいも前年から18件増加しており、重大な違反報告にも挙がるなど留意すべき課題となっている。



（個人情報保護委員会 令和元年~令和5年の年次報告文書*から弊社にて取り纏め）

ひとたび情報漏えいが発生した場合、法的ペナルティだけでなく社会的信用の失墜、ひいては顧客離れや売上の低下にもつながる。また、原因の究明や再発防止に向けた取組みなど、膨大な労力や時間が必要となるなど社内外への影響は大きい。

昨今被害が増加するサイバー攻撃による不正アクセスが注目されているものの、情報漏えいの原因として、ヒューマンエラーや内部不正といった内部的要因によるものが増えてきている。このことを踏まえると、内部からの情報漏えいを防止するための基本的な仕組みづくりと、その継続的な見直しも非常に重要である。具体的な対応例としては、情報の取り扱い権限、管理責任、取り扱いルール（転職時の個人情報持ち出し禁止の厳格化等を含む）、ヒューマンエラー対策の仕組みの精査・見直しなどがある。あわせて従業員一人ひとりの情報管理意識やコンプライアンス意識向上のための教育および情報取り扱いルールの周知・徹底を丁寧に行っていくことが大切といえよう。

* 令和元年度個人情報保護委員会年次報告

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/020612_annual_report_r1.pdf)

令和2年度個人情報保護委員会年次報告

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/030611_annual_report.pdf)

令和3年度個人情報保護委員会年次報告

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/040610_annual_report.pdf)

令和4年度個人情報保護委員会年次報告

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/050609_annual_report.pdf)

令和5年度個人情報保護委員会年次報告

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/060611_annual_report.pdf)

<サイバー>

○英国 NCSC がランサムウェア被害軽減のためのガイダンスを公表

(参考情報：2024年5月14日「Guidance for organisations considering payment in ransomware incidents」<https://www.ncsc.gov.uk/guidance/organisations-considering-payment-in-ransomware-incidents>)

英国国家サイバーセキュリティセンター（以下、NCSC）は、英国保険協会、英国保険ブローカー協会および国際保険引受協会と共同で「ランサムウェア事件での支払いを検討している組織向けのガイダンス」（Guidance for organizations considering payment in ransomware incidents）を公表した。このガイダンスでは、ランサムウェア被害に遭遇した組織とそれらを支援する組織が、十分な情報にもとづき意思決定を行い、事態の混乱とコストを最小限に抑えるための推奨事項を提示している。

さらに、同ガイダンスでは、攻撃の再発を防ぐため、インシデントの根本原因を調査することを推奨。根本原因が不明のままに身代金を支払い、相応の緩和措置を講じても、組織はさらなるインシデントの危険に晒される可能性があるとした。一部のランサムウェア攻撃者は攻撃方法を開示しようとするが、その情報は必ずしも信頼できるものではないため、被害組織が独自にインシデント発生の詳細を検証することが重要であると指摘している。

ガイダンスで示されている、ランサムウェア感染時に検討すべきポイントは以下のとおり。

1. パニックに陥らない	ランサムウェア攻撃を受けた直後は圧倒されてしまうかもしれないが、落ち着いて選択肢を検討することで、意思決定が改善され、より良い結果につながる。
2. 身代金を支払わないことを含めた事業継続の代替案を検討する	支払いに関する決定は、インシデントの影響を可能な限り包括的に理解したうえで行う必要がある。実行可能なバックアップがある場合、システムとデータを部分的または完全に回復するための思いがけない方法がある場合も想定される。また、法執行機関などの第三者が復号化キーを無料で公開している場合もある。
3. 意思決定を記録する	インシデント対応、決定、実行されたアクション、盗まれたデータなどを慎重に記録することは、事後の振り返り、教訓、規制当局への証拠提出のために重要である。インシデント発生中は、オフラインまたはインシデントの影響を受けないシステムで意思決定を記録することを推奨する。
4. 可能な場合は、専門家に相談する	保険会社、NCSC、法執行機関、ランサムウェア事件に精通しているサイバーインシデント対応(CIR)企業などの客観的な外部専門家は、意思決定の質を高めることができる。NCSCのWebサイトには、NCSCが推奨するCIR企業の一覧が掲載されている。保険プロバイダーは多くの場合、推奨されるCIR企業を提供している。
5. 技術スタッフを含む、組織全体の適切な人々を意思決定に参加させる	「身代金を支払うべきかどうかを決定する」という状況は、企業の経営者や意思決定者を素早く巻き込む数少ないシナリオの一つである。しかし、選択肢を早まって提示しないよう、確かな証拠を提供することを確実にする。
6. 影響の評価	支払いに関する決定は、以下への影響を理解したうえで行う必要がある。

6-1	ビジネス運用	事業継続の代替策等を導入した場合は、それらをどれくらいの期間、維持できるかを判断する必要がある。
6-2	データ	ほぼすべてのランサムウェア事件において、サイバー犯罪者はデータを盗んでおり、身代金が支払われた後にそれを削除するという約束は信用することができない。どのデータが侵害され、それがどれほどセンシティブなものであるかを判断するための評価を行う必要がある。 法的なアドバイスを受け、情報コミッショナー事務局(ICO)に情報を開示する必要があるかどうか*を検討する。 また、データが公開された場合の影響を評価し、盗取されたデータの性質と量に関するサイバー犯罪者の主張が本当であるか、可能な限り検証することが望ましい。
6-3	財務	発生するコストと他の影響とのバランスが、支払い決定の重要な要素になる。発生するコストには、ビジネスの中断、セキュリティ強化作業、スタッフの残業、訴訟費用、または規制上の罰則が含まれる場合がある。
7.	攻撃の再発を防ぐため、インシデントの根本原因を調査する	根本原因を明確にせずに身代金を支払い、相応の緩和措置を講じても、組織はさらなるインシデントの危険に晒される可能性がある。
8.	支払いによってデータ復旧が保証されるわけではないことに注意する	復号キーを取得できた場合でも、特に複雑なネットワークを持つ大規模な組織では、平時の事業レベルへ復旧するには時間がかかることがある。バックアップのリストアによる復旧を併せて検討する。
9.	支払いに関する正しい法的および規制慣行を検討する	身代金支払いが合法か、事業展開地域の法律、規制等を事前に確認する必要がある。
10.	身代金の支払いは規制上の義務を果たすものではないことを理解する	身代金を支払ってデータ復旧しても、個人に対するリスクは軽減されず、英国データ保護法上の義務でもなく、データを保護するための合理的な措置とは見なされない。
11.	英国当局にインシデントを報告する	ランサムウェア攻撃を経験した組織は、それを英国当局に報告することができる。インシデントを当局に報告することは、被害者の支援につながる。

出典：NCSC「Guidance for organization's considering payment in ransomware incidents」をもとに弊社にて意識

- * 英国において情報漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合はICO（Information Commissioner's Office（情報コミッショナー事務局））に報告する必要がある。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com (危機管理・コンプライアンスグループ)

interrisk_erm@ms-ad-hd.com (統合リスクマネジメントグループ)

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com (危機管理・サイバーリスクグループ)

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第一グループ)

sustainability2@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第二グループ)

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

